

日常生活用具費支給基準表（難病患者等用）

別表第3

種 目	障 害	性 能	基準額(円)	耐用年数(年)
介護・訓練支援用具				
特殊寝台 (訓練用ベッドを含む。)	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	5
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用し得るもの。	67,000	5
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介助者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
自立生活支援用具				
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
便器	常時介助を要する者	手すりをつけることができ、容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 5,400円 (便器に手すりを付けた場合)	8
特殊便器	寝たきりの状態にある者	温水温風を出し得るもので容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの方の世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	8
在宅療養等支援用具				
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害がある者	容易に使用し得るもの。	36,000	5
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害がある者	容易に使用し得るもの。	56,400	5
動脈血酸素飽和度測定装置	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500	6
自家発電機等	意見書により、在宅で人工呼吸器の使用(夜間のみ可)、又は電気式たん吸引器もしくはネブライザーの常時使用が認められるもの(電気式たん吸引器、ネブライザー使用者については、本市の日常生活用具制度での支給要件に該当する者に限る)	①自家発電機②ポータブル電源③蓄電池いずれも人工呼吸器等を正常に作動させる動力源となるもの。 ④外部バッテリー、アクセサリソケットから電気を供給するケーブル (ただし、誓約書(様式2-4)により医療保険が適用されない場合で、医療保険と同等級に限る) ※各機器の併給不可。但し、令和7年3月以前に自家発電機の支給を受けた場合は、例外として「ポータブル電源、又は蓄電池」の支給を認めるものとする。	100,000	①10 ②5 ③5 ④10

(注)

1 難病患者等が支給の申請をするときは、日常生活用具費意見書(様式第2-1)を添付しなければならない。ただし、申請者が現に障害福祉サービスの介護給付費に関するサービスを受けており、症状等の確認が可能であるときは、意見書の提出は省略することができる。

住宅改修費支給基準表（難病患者等用）

別表第4

住宅改修の範囲	障害	基準額(円)
次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	下肢または体幹機能に障害がある者	300,000

(注)

1 難病患者等が支給の申請をするときは、日常生活用具費意見書(様式第2-1)を添付しなければならない。ただし、申請者が現に障害福祉サービスの介護給付費に関するサービスを受けており、症状等の確認が可能であるときは、意見書の提出は省略することができる。